

令和8年度

古平町資源物収集運搬業務委託

仕 様 書

古 平 町

令和8年度 古平町資源物収集運搬業務委託 仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、古平町を甲とし、受託者を乙として、令和2年度における資源物の収集運搬業務（以下「委託業務」という。）の仕様を定めることを目的とする。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、第4条に規定する資源物を適正に収集運搬し、あらかじめ甲の指示した処理施設に種類ごとに搬入するものとする。

(1) 缶類・・・北しりべし広域クリーンセンターリサイクルプラザ（小樽市桃内町）

(2) びん類、紙類、ペットボトル・・・北後志リサイクルセンター（余市町栄町）

(収集運搬日程)

第3条 乙は、収集運搬日程表（別表1）に基づき収集運搬業務を行うものとする。

(対象資源物)

第4条 収集の対象となる資源物の種類は、次のとおりとする。

(1) 缶類 アルミ缶、スチール缶

(2) びん類 透明びん、茶色びん、その他びん

(3) 紙類 新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック

(4) ペットボトル PET1のマークがついたもの

(回収容器の種類及び配置)

第5条 回収容器の種類は、資源物ごとに次のとおりとする。

(1) 缶類 専用のオレンジ色のコンテナ（分別の必要なし）

(2) びん類 専用の青い色のコンテナ（3種類に分別必要あり）

(3) 紙類 容器なし

(4) ペットボトル 専用のあみ袋

2 回収容器の配置については、各ステーション配置表及び配置図（別表2）に基づき業務を行うものとする。ただし、年度途中でも甲が指示した場合は変更するものとする。

(作業時間)

第6条 収集運搬業務の作業時間は次のとおりとする。

(1) 容器の設置は、当日の午前7時00分までに設置完了しなければならない。

(2) 資源物の収集時間は、午前8時00分からとし、午後3時00分までに搬入を完了するものとする。北後志リサイクルセンターでの搬入から清掃作業まで要する時間は、おおよそ1時間程度である。

(違反廃棄物の取扱)

第7条 乙は、キャップ及びラベルを取りはずしていないペットボトルについては、回収後に取りはずし、北後志リサイクルセンターに搬入するものとする。

2 乙は、北しりべし広域クリーンセンターリサイクルプラザ及び北後志リサイクルセンターへ搬入した回収容器のうち、受け入れが不可とされたものについて回収し、古平町クリーンセンターへ搬入するものとする。

(業務従事者名簿の提出)

第8条 乙は、委託業務に従事する者の住所、氏名、年齢、性別等を記載した従事者名簿を入札参加資格審査申請書に添付すること。

(使用車輛の届出)

第9条 委託業務に使用する車輛は、事前に届出を行い、甲の承認を受けるものとする。また、変更する場合も同様とする。

2 委託業務に使用する車輛には、委託業務の履行に際して発生する交通事故等の保証を担保するために任意保険を付するものとする。

(作業能率の向上と事故防止)

第10条 委託業務の実施にあたっては、迅速に行うことを旨とし、常に作業の能率向上に努めなければならない。

2 労働安全には十分注意し安全運転に心がけるとともに、事故の未然防止に配慮しなければならない。

(業務報告)

第11条 乙は、当該月の委託業務内容を収集運搬作業日誌(別表3)により翌月3日までに甲に報告するものとする。

(その他)

第12条 その他、収集運搬を実施するにあたり必要な許可を有するものとする。

2 委託業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、甲乙双方協議の上定めるものとする。

別表 1

収集運搬日程表

種 別	収 集 曜 日	
	浜 町 方 面	沢江・新地方面
資源ごみ	第1・第3	第2・第4
空きびん類	水曜日	水曜日
空きかん類		
ペットボトル	浜一・旭町・あけぼの 浜三・銀座・浜五・清住 本陣・栄町・鴨居木 泥の木・廻り渚	沖町・れい明の里・沢江町 港町・入船町・丸山町 本町・新地町・御崎町
新聞紙(チラシ含)		
ダンボール		
紙パック		
雑誌		